

調布病院の施設基準

令和6年6月1日現在

基本診療料の施設基準

一般病棟入院基本料	急性期一般入院料4 看護必要度加算1
地域包括ケア病棟入院料	地域包括ケア入院医療管理料1 看護職員配置加算
療養病棟入院基本料	療養入院基本料2
救急医療管理加算	
診療録管理体制加算2	
医師事務作業補助体制加算1	100対1補助体制加算
療養病棟療養環境改善加算1	
ハイリスク妊婦管理加算	
データ提出加算	データ提出加算2
入退院支援加算	入退院支援加算1 入院時支援加算：有
後発医薬品使用体制加算2	
医療DX推進体制整備加算	
医療情報取得加算	
感染対策向上加算2	告示注3（連携強化加算）
連携強化加算	感染対策向上加算2の届出に伴う加算
急性期看護補助体制加算	25対1（看護補助者5割以上） 夜間急性期看護補助体制加算：夜間100対1 夜間看護体制加算：有
認知症ケア加算2	
せん妄ハイリスク患者ケア加算	

特掲診療料の施設基準

院内トリアージ実施料	
ニコチン依存症管理料	
夜間休日救急搬送医学管理料	
薬剤管理指導料	
医療機器安全管理料1	
HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	
検体検査管理加算（I）	
CT撮影及びMRI撮影	
運動器リハビリテーション料（II）	初期加算
人工腎臓	慢性維持透析を行った場合1
透析液水質確保加算	
慢性維持透析濾過加算	
胃瘻造設術（経皮の内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）	
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	
麻酔管理料（I）	
導入期加算1	
椎間板内酵素注入療法	
婦人科特定疾患治療管理料	
夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算	救急搬送看護体制加算2
ハイリスク妊娠連携指導料1	
がん性疼痛緩和指導管理料	
下肢抹消動脈疾患指導管理加算	
在宅時医学総合管理料	
一般不妊治療管理料	
二次性骨折予防継続管理料1	
二次性骨折予防継続管理料2	
二次性骨折予防継続管理料3	
看護職員待遇改善評価料36	
外来・在宅ベースアップ評価料（I）	
入院ベースアップ評価料42	

入院時食事療養

入院時食事療養（I）	
------------	--

マイナ保険証の利用に ご協力をお願い致します。

当院は、オンライン資格確認に対応しております。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して、医療 DX を通じた質の高い医療の提供に努めています。

◆医療情報取得加算 令和 6 年 6 月より

・初診

◆加算 1 3 点

健康保険証をご提示 または

マイナ保険証をご提示で診療情報活用に同意いただかない場合

◆加算 2 1 点

マイナ保険証をご提示かつ診療情報活用に同意いただいた場合

・再診(3か月に1回)

◆加算 3 2 点

健康保険証をご提示 または

マイナ保険証をご提示で診療情報活用に同意いただかない場合

◆加算 4 1 点

マイナ保険証をご提示かつ診療情報活用に同意いただいた場合

◆医療 DX 推進体制整備加算 令和 6 年 6 月より

・初診

◆加算 8 点

(長期処方・リフィル) 処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上の長期の処方を行うこと
 - ・リフィル処方せんを発行すること
- のいずれの対応も可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付
が対応可能かは病状に応じて担当医が判断
致します。

調布病院

厚生労働大臣が定める掲示事項

- 1 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
詳細は、正面玄関に掲示しておりますので、ご参照ください。
- 2 入院基本料について
当院は、急性期一般入院料4(日勤、夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護師及び准看護師を配置しております。(看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください)。
また、療養病棟では、入院患者20人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
- 3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について
当院では、入院の際に医師を中心とする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。
- 4 DPCに係る病院について
当院は、DPC準備病院になっております。
- 5 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について
基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「調布病院の施設基準」をご参照ください。
- 6 入院時食事療養について
当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。
(朝食 7:30過ぎ 昼食 11:30過ぎ 夕食 18:00過ぎ)
◆1食あたりの負担額

区分		
一般の方		490円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	入院期間が90日まで
		入院期間が91日以降
	低所得者Ⅰ 70歳未満	入院期間が90日まで
		入院期間が91日以降
		70歳以上75歳未満
- 7 明細書発行体制について
別掲の「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について」をご参照ください。
- 8 選定療養費に関する事項について
・特別療養環境の提供
特別療養環境については、別掲「病室差額料金表」をご参照ください。

調布病院

○下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準に
係る専門的な治療体制を有している医療機関

医療法人社団青泉会 下北沢病院

東京都世田谷区北沢 2-8-16

循環器、末梢血管外科、整形外科、形成外科

○一般不妊治療管理料の施設基準に係る連携保
険医療機関

- ・ウイメンズクリニック神野
- ・貝原レディースクリニック
- ・幸町IVFクリニック

調布病院

医科点数表第2章第10部手術の 通則5及び6に掲げる手術実績

(実施期間: 2023年1月1日~12月31日)

★区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

★区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

★区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種腎移植術等	0件

★区分4に分類される手術		
腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術		35件

★その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	13件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

令和6年度 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

実 施 計 画	具体的な取組内容	実 施 状 況
医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担		
1 初診時の予診の実施	受付で看護、事務が、問診の記載方法などを案内し、患者に記載してもらう。	令和5年度と同様継続。
2 入院の説明の実施	事務、M S W、看護で入院説明を行う。	令和5年度と同様継続。
3 服薬指導	薬剤で行う。	令和5年度と同様継続。
4 静脈採血等の実施	看護だけでなく検査でもできるようにする。	
5 検査手順の説明の実施	エコーは検査で、C T ・ M R I は放射線で説明。	令和5年度と同様継続。
6 その他	薬剤科による定期切れの薬の上申申請書の作成、これを使用しての省力化及び処方関連の入力補助・代行・修正。	
勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	最高でも週1回にする。	令和5年度と同様継続。
	第5週土日の日当直を外部からの医師に依頼する。	令和5年度と同様継続。
前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)	引続き外来事務に書類の整備等をやってもらい、仕事量を削減し、休息時間を確保する。	休息時間確保のため、仕事量を削減する。
予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	予定手術前日の当直は組まない。	
当直翌日の業務内容に対する配慮	当直明け午後休みの徹底。	令和5年度と同様継続。
	常勤医を採用し、休みがスムーズにとれるようになる。	
	第5週の透析管理を外部からの医師に依頼する。	令和5年度と同様継続。
交替勤務制・複数主治医制の実施	交代勤務・複数主治医制の徹底。	令和5年度と同様継続。
育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	措置を活用した短時間正規雇用医師の活用の推進及び常勤医師を採用し、推進できる環境を整備していく。	

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

(参考)厚生労働省のホームページより

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

このため、厚生労働省では平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取り組みを進めてきました。

目標の実現に向け、より一層、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/index.html

療養給付(保険診療)以外の料金のご案内

文書料に係る料金		診療記録開示に係る料金	
通院証明書	550円	口頭説明	3,300円
登校許可証明書	1,100円	閲覧	3,300円
健康保険出産育児金請求書	1,100円	要約書の交付	3,300円
母子健康管理指導事項連絡カード	1,100円	医師以外の同席を求める場合	2,200円
補装具交付・修理意見書	1,100円	X線コピー(CD)	5,500円
移送費支給診断書	1,100円	写しの交付(コピー1枚)	110円
おむつ使用証明書	1,100円	事務手数料	6,600円
福祉サービス協会に係る証明書	1,100円		
健康診断書	3,300円	洗濯に係る料金	
麻薬・アヘン診断書	3,300円	羽毛布団	1,320円
移送費支給のための質問書	3,300円	枕	572円
出産費配偶者出産費請求書	3,300円	寝巻に係る料金	
生命保険診断書	5,500円	病衣(基本的には本人のものを使用)	66円
自賠責診断書	5,500円	その他	
自賠責明細書	5,500円	診察券(再発行時)	110円
成年後見用診断書	5,500円		
死亡診断書	5,500円		
国民年金・厚生年金診断書	8,800円		
後遺症診断書	8,800円		
身障者申請診断書	8,800円		
診断書(院内書式)	3,300円		

※上記の金額は、税込み表示です。

※上記の金額は、1通、1枚若しくは1回あたりの金額です。

病室差額料金表

2023年12月1日改訂

階	病室種類	病室番号	1日の料金(税込)
2階	個室	221(トイレ・洗面台付)【地域包括】 222(トイレ・洗面台付)	14,300円
	2人室	219・220(トイレ・洗面台付)	7,700円
	2人室	206・208 (洗面台付)	5,500円
	2人室	209・210・211・216(洗面台付) 【地域包括】	2,200円
	5人室	223(洗面台付)	0円
	6人室	212・213・215・218 217・225【地域包括】	0円
4階	特別室	441・443・445・446 (シャワー・トイレ・洗面台付)	22,000円
	特別室 (産科用:非課税)	451・452 (シャワー・トイレ・洗面台付)	20,000円
	個室	433・437・438・439 (トイレ・洗面台付)	14,300円
	個室	418・419・430	8,800円
	2人室	431・432・435・436 (トイレ・洗面台付)	5,500円
	2人室	413	5,500円
	3人室	412・416	0円
	6人室	415・417・440	0円
	ベビー室	ベビーの退院延期・預かり入院	10,000円
	療養3人室	403・405	2,200円
	療養4人室	401・402・406・407	2,200円

医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の 算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、「診療報酬の算定項目の分かる明細書」（「診療明細書」という）を無料で以下のとおり発行しています。

- ・入院診療費の場合：退院時、定期請求時に領収書とあわせて発行します。
- ・外来診療費の場合：診療費支払い時に領収書とあわせて発行します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても診療明細書を無料で発行しています。

なお、診療明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

セカンドオピニオン基本方針

調布病院では、かかりつけ患者様がお受けになる治療法を選択するにあたって、十分に説明を行い、ご納得した上での意思決定が出来る権利を尊重します。

患者様が主治医以外の他の医師に意見(セカンドオピニオン)を求めることで、より多くの情報と選択肢が得られ、患者様にとって最善の納得のいく治療法を選択することが出来るようになります。

当院にかかりつけの患者様がセカンドオピニオンをご希望される場合には、ご遠慮なくお申し出下さい。

調布病院